

議案参考資料

[令和4年第3回定例会(9月)]

[担当課(室)係]

人材育成課 人事給与担当

議案名

議案第47号 桐生市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置として、国に準じ、育児休業に係る規定について所要の改正を行おうとするものです。

概要

- 1 育児休業の取得回数制限の緩和等 : 地方公務員の育児休業等に関する法律の改正により、育児休業が原則2回まで(現行は原則1回まで)取得可能となることに伴う規定の整備を行います。
- 2 非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和 : 子の出生後8週間以内に育児休業を取得する場合について、取得要件を緩和するための改正を行います。
- 3 非常勤職員の育児休業取得の柔軟化 : 夫婦交替で育児休業を取得する場合、その交替時期について、より柔軟な形で取得を可能とするための改正を行います。

(施行期日: 令和4年10月1日)

背景・経過

妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援に関しては、令和3年8月に人事院が行った「公務員人事管理に関する報告」及び「国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出」の中で、国家公務員に係る「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置」が明らかにされています。

地方公共団体においては、国家公務員の措置との権衡を踏まえることが求められており、本市においても次のとおり対応しています。

令和4年1月1日 : 不妊治療のための休暇の新設や、非常勤職員の配偶者出産休暇の新設等

令和4年4月1日 : 非常勤職員の育児休業等の取得要件の改正や育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置を規定

令和4年10月1日: 本条例案のとおり。併せて規則改正予定(規則改正事項…育児参加のための休暇の対象期間の拡大等)